

## 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、いわき市が子ども・子育て支援法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う公募型プロポーザル方式で実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務

#### (2) 業務内容

別紙「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

#### (4) 事業費上限額

3,044,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 公募型プロポーザル方式により事業者を選定する理由

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援関連 3 法」が制定され、これに基づく子ども・子育て支援新制度の施行と合わせ、平成 27 年 3 月に 1 期目の「市子ども・子育て支援事業計画」（こどもみらいプラン）を策定した。

本計画は、①市町村が子ども・子育て支援新制度に対応するために平成 27 年度から 31 年度まで 5 か年の量の見込み（子どもの数=需要）と確保方策（幼保施設等の利用定員=供給）を見込んだ需給計画、②次世代育成支援対策推進法に基づき、本市の子育て支援施策を総合的に盛り込んだ新・市子育て支援計画後期計画の継承の 2 つを骨格とし、新制度の運営並びに各種事業を推進しているが、法定となっている次期（H32～36）の計画を策定するため、計画策定の基礎となるニーズ調査を実施することとしている。

この調査の実施にあたっては、市の子ども・子育て支援におけるニーズを把握し、計画に必要な量の見込み等を的確に行うことが求められる。

以上のことから、教育・保育関連の調査及び計画策定分野などにおいて、高いスキルを持ち、緻密な分析力及び広い視野と展望を持ってニーズ調査等を行うことができる事業者を広く募集することが重要かつ適切であるため、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

#### 4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 団体の構成員の中に、いわき市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は社会的非難関係者に該当する者が含まれないこと。
- (3) 平成 30 年度いわき市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、公募開始日から契約を締結するための見積合わせの日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 名簿に登録していない者においては、公募開始日から契約を締結するための見積合わせの日までの間に、指名競争入札参加者要綱に基づく入札参加排除基準、入札参加者選定基準による指名排除措置事項及び指名停止基準に該当しない者であること。
- (5) 次の掲げる税のいずれについても未納がない者であること。
  - ① 消費税及び地方消費税
  - ② 所得税又は法人税
  - ③ 市税（いわき市が賦課徴収する市税がある場合）

#### 5 プロポーザルのスケジュール予定

平成 30 年 10 月 1 日(月)	プロポーザル実施要領等の公表（市ホームページ掲載等）
平成 30 年 10 月 15 日(月)	参加申請受付終了
平成 30 年 10 月 15 日(月)	質問受付期限
平成 30 年 10 月 18 日(木)	質問に対する回答
平成 30 年 10 月 24 日(水)	企画提案書等提出期限
平成 30 年 10 月 31 日(水)	プレゼンテーション（審査）
平成 30 年 11 月 2 日(金)	審査結果通知
平成 30 年 11 月 5 日(月)	契約締結

#### 6 応募手続きに関する事項

##### (1) 参加申請手続き

##### ① ア 受付期間

平成 30 年 10 月 1 日(月)～平成 30 年 10 月 15 日(月)

午前 9 時～12 時、午後 1 時～午後 5 時

※ 受付にあたっては、いずれも土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日は行わない。

## ② 提出書類

ア 参加申込書（別紙様式1）

イ 法人登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

ウ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

エ 参加資格要件を満たすことを証する書類

- ・ 同意書（別紙様式2）※名簿に記載のない者のみ
- ・ 委任状（別紙様式3）※名簿未登録者で営業所等が応募する場合のみ
- ・ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類  
納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては、納税証明書の様式その3の2を提出すること。（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・ 市税の納税証明書（発行後3ヶ月以内の直近の納税証明書）

## (2) 質問の受付及び回答

本プロポーザル実施要領に関する質問等は、別紙様式4「質問書」に記入の上、次の方法で受け付ける。（口頭による質問は一切受け付けない。）

### ① 質問方法

電子メール、持参、郵送、ファックスによる受け付けとする。また、電子メール又はファックスによる提出の場合は、電話にて必ず受信確認を行ってください。

【受付場所は、6の(5)の提出先のとおり】

### ② 質問受付期限

平成30年10月15日（月）（午後5時まで） ※郵送は当日必着

### ③ 質問回答日及び方法

平成30年10月18日（木）

※ 参加者の公平を期すため、質問内容及び回答内容のすべてをいわき市ホームページに掲載する。また、質問の回答については、この要領の追加、補足又は訂正とみなす。

## (3) 企画提案書等の提出

### ① 受付期間

平成30年10月1日（月）～10月24日（水）

※ 受付にあたっては、いずれも土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日は行わない。

### ② 提出書類

企画提案書（任意様式）

企画提案書は「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり作成する。

ア 企画提案書の規格

企画提案書は任意様式とし、A4版（縦・横問わず）で作成する。

ただし、資料の作成上A3版とした方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

イ 提出部数

10部

ウ 企画提案書の記載内容

- 会社概要
  - 社名、設立年月日、沿革、資本金、事業内容、社員数、組織図等について記載
- 提案全体の趣旨及びテーマ
- ニーズ調査に係る企画提案
  - 基本方針と重点項目の提案
  - 具体的内容（対象、調査数、抽出方法、調査項目設計等）に係る提案（国の調査項目モデルに含まれない市独自の調査項目の提案を含む）
- 調査結果の分析手法
  - 量の見込みの分析・算出方法、児童数推計方法等
- 本業務を受託した場合の作業体制
  - 本業務の担当部署、担当員の人数、職種、類似業務実績、チーム構成等
- 本業務の具体的事務フロー、作業計画、作業内容、作業スケジュール、ツール等

見積書（任意様式）

ア 法人代表者印を押印したもの1部（原本）とその写し10部

イ 必要経費については、業務内容及び人件費等の積算根拠（内訳等）がわかるように見積金額とその内訳書を記載した任意の様式で提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（当日必着）

※ 持参の場合は平日のみ：午前9時から午後5時まで

(5) 提出先（担当課）

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地（いわき市役所7階）  
いわき市こどもみらい部こどもみらい課企画係  
電話番号：0246-22-7483（直通）  
FAX番号：0246-22-7029  
Eメール：kodomomirai@city.iwaki.lg.jp

## 7 業務委託先事業者の選定方法等

### (1) 審査体制

市が設置する「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託候補事業者選定に係る審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において、審査・選定を行う。

### (2) プレゼンテーション(審査)

審査委員会は、企画提案書の内容についての説明、及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、次の日程でプレゼンテーションを実施する。

また、審査委員会は、プレゼンテーションの審査を行い、審査委員ごとに審査項目について評価する。

なお、日程等に変更があった場合には別途通知する。

① 日時 平成30年10月31日(水)(予定)

② 場所 いわき市役所内(予定)

③ 方法 提案者からの説明(20分以内)

審査委員会からの質疑(10分程度)

### ④ 留意事項

プレゼンテーションは、原則3名以内で行うこと。また、企画提案書に基づいた説明内容とし、追加の資料は認めない。

### ⑤ 使用機材等

プレゼンテーションにパソコンやプロジェクター等の機材を使用する際は、事前にいわき市に報告する。

### (3) 審査基準及び選定方法

審査委員会は、別表の審査基準により評価し、審査の評価点数の合計が最も高い参加者を業務委託候補者として選定する。

### (4) 審査結果通知及び公表

審査結果については、文書にて参加者全員に郵送で通知する。

なお、審査結果については、いわき市ホームページにおいて公表する。

### (5) 契約締結

本市が選定した業務委託候補者と企画提案書に記載された項目に基づき、協議を行ったうえで、契約を行うための見積合せを実施し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

なお、業務委託候補者が次の8で定める失格事項に該当した場合は、次点となった参加者と契約締結をするものとする。

### (6) その他

応募件数が1件のみの場合は、審査委員会において応募法人の適格性を審査する。

## 8 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するといわき市が判断した場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査結果に影響を与える工作など、不正行為が行われた場合
- (5) その他、本事業の遂行に不相当といわき市が判断した場合

## 9 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、いわき市が承諾したものについては、この限りでない。
- (4) 提出書類等は、返却はしない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- (5) 提出書類等に記載された情報は、本業務以外の用途には使用しない。
- (6) 参加申込後に辞退する場合は、参加申込辞退書（任意様式）を提出すること。
- (7) 特定された業務委託候補者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。